

議案第 61 号

水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止)

第 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 143 号)
- (2) 鴨川市水道事業の設置等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 144 号)
- (3) 鴨川市水道事業給水条例(平成 17 年鴨川市条例第 146 号)
(鴨川市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市職員定数条例(平成 17 年鴨川市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び企業職の職員」を削る。

第 2 条第 7 号を削る。

(鴨川市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 3 条 鴨川市職員の定年等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「及び鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 143 号)第 4 条」を削る。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 水道事業運営委員会の委員の項を削る。

(鴨川市情報公開条例等の一部改正)

第 5 条 次に掲げる条例の規定中「(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

- (1) 鴨川市情報公開条例(平成 18 年鴨川市条例第 6 号)第 2 条第 1 項
- (2) 鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年鴨川市条例第 4 号)第 12 条第 2 項第 3 号
- (3) 鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年鴨川市条例第 5 号)第 2 条第 1 項

(鴨川市附属機関設置条例の一部改正)

第 6 条 鴨川市附属機関設置条例(平成 31 年鴨川市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条」を削る。

第 2 条第 1 項中「(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)」を削る。

別表 1 市長の附属機関の表鴨川市水道事業運営委員会の項を削る。

(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 7 条 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和 2 年鴨川市条例第 39 号)

議 61-2

の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に改め、「並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。